

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業者のうち製造業者（以下、「中小製造業者」という。）が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業施設設備復旧支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。

3 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること

4 この要綱において「製造業者」とは、日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業者とする。

(交付の目的)

第3条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の生活基盤となっている中小製造業者が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進することを目的とする。

(交付対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、本事業により県内での事業再開又は継続を目指す中小製造業者とする。

(補助金の要件)

第5条 知事は、第8条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するかを審査する。

一 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること

ア 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること

イ 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること

ウ 被災地域の復旧に資する事業であること

二 東日本大震災により第6条第3項に規定する生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること。

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、東日本大震災により損壊若しくは滅失した生産施設及び生産設備のうち、第3条の目的の遂行に必要不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設及び生産設備を復旧（修理、建替・入替）する経費とする。

2 前項における生産施設及び生産設備については、別表のとおりとし、補助事業者の所有するものでなければならない。

3 知事は、東日本大震災以降で交付決定の前に行われたものであっても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められる第1項の経費については、補助金の対象とすることができる。

(補助率等)

第7条 補助率は、前条に規定する経費の2分の1以内とする。

2 補助金の上限額は10,000千円、下限額は1,000千円とする。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 中小製造業者は、前項の補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時にお

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

いて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 補助事業計画書
- 二 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書の写し）
- 三 直近3年間の財務諸表
- 四 定款の写し
- 五 登記事項証明書（全部事項・現在事項）〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕
- 六 納税証明書（税目：全ての県税）
- 七 暴力団排除に関する誓約書
- 八 株主名簿の写し〔株式会社の場合〕又は社員名簿の写し〔特例有限会社の場合〕
- 九 中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書
- 十 その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する中小製造業者は、交付申請をすることができない。

- 一 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- 二 県税に未納がある者
- 三 本事業及び県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けている者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付の決定）

第9条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第8条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第8条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第10条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

- 一 補助事業に要する経費の区分相互間の30%以内の変更である場合
- 二 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月20日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第15条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときには、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して知事が定める期間が経過するまでに、取得財産を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(国庫補助事業との重複の取扱い)

第19条 国が直接実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業と本事業が重複する場合において、補助金の額は本事業の補助対象となる経費から国庫補助金等を差し引いた額に補助率を乗じた額とする。

(他事業との重複の取扱い)

第20条 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けた者は、様式第3号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第21条 この要綱により知事に提出する書類は、A4判で作成することとし、提出部数はそれぞれ1部とする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月13日から施行し、東日本大震災による復旧にかかる補助事業から適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。